

大網白里市議会政治倫理検討会議設置要綱

(目的)

第1条 市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第89条第3項に規定する議員の義務の履行のため、市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理について検討及び協議する大網白里市政治倫理検討会議（以下「検討会議」という。）を設置することにより、もって、議決機関として住民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(検討及び協議事項)

第2条 検討会議は、議員の政治倫理に関する事項について検討及び協議する。

(組織)

第3条 検討会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、議長及び議会運営委員長は委員となることができない。

(1) 会派（2人以上の議員により結成されたものをいう。）所属議員

(2) 会派に所属しない議員

2 前項第1号の委員にあつては、各会派から1名を上限とする。

3 前項第2号の委員にあつては、1名を上限とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、検討会議の設置期間とする。ただし、委員は当該任期中、交替することができる。

2 委員は、前条第1項各号に掲げる事由に該当しなくなったときは、委員の職を解かれるものとする。この場合における委員の選出は、遅滞なく行うものとする。

(座長及び陪席者)

第5条 検討会議に、座長及び陪席者を置く。

2 座長は、委員の互選により選出する。

3 前項の場合において、座長が選出されるまでの間、第6項の規定にかかわらず、議会運営委員長が臨時に座長の職務を行う。

4 座長は、会務を掌理し、検討会議を代表する。

5 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名す

る委員がその職務を代理する。

6 陪席者は、議長及び議会運営委員長をもって充てる。

7 陪席者は、検討会議の円滑な検討及び協議の促進に努めることとし、座長の求めにより、必要に応じ意見を述べることができる。

(検討会議の開催)

第6条 座長は、必要に応じ検討会議を招集し、当該議事を主宰する。

2 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 座長は、必要に応じ検討会議の了承を得て、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

4 検討会議は、原則公開とする。ただし、座長が必要であると認めるときは、非公開とすることができる。

5 検討会議の決定に当たっては、議論を尽くし、議員間の合意形成を図るよう最大限の努力を払うものとする。

(記録及び庶務)

第7条 座長は、議会事務局職員をして会議の概要、出席者の氏名その他必要な事項を記載した記録を作成させる。

2 前項に定める事項以外の検討会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(進捗及び結果の報告)

第8条 座長は、検討及び協議事項に関し、必要に応じ進捗状況について議員に報告するものとする。ただし、結論が得られたときは議員に報告しなければならない。

(設置期間)

第9条 検討会議の設置期間は、前条ただし書の結果報告までとする。ただし、議員任期満了の日を限度とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月21日から施行する。